

おくやみハンドブック

(死亡届に伴う手続きの案内)

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

こちらは、今後必要な手続きについてのご案内です。
市役所での手続きについては、必要なものをご確認のうえ、
担当窓口へお越してください。また、ご不明な点がございましたら、
事前に担当課へお問い合わせください。

なお、市役所以外の主な手続きについても掲載しておりますので、
ご利用ください。

八幡市

令和6年度版

このハンドブックは令和6年3月現在の内容を掲載しております。

【目次】

亡くなられた方に関する主な手続きを掲載しています。
手続きの内容や必要書類は該当のページをご参照のうえ、
各担当課・担当機関にお問い合わせください。

1 市役所での手続き	… 3～5ページ
2 市役所外での手続き	… 6～7ページ
3 年金のお手続き	… 8ページ
4 火葬料補助金について	… 9ページ
5 証明書について	… 10ページ
6 戸籍等郵送請求書	… 11ページ
7 相続について	… 12ページ
8 相続登記について	… 12ページ
9 委任状	… 13ページ
10 市役所フロアマップ	… 15ページ

市役所でのお手続き

※ご来庁の際は、本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、健康保険証等)をお持ちください
 代理の方が手続きする場合は委任状が必要な場合があります(13ページの委任状をお使いください)
 担当課の場所については15ページの地図をご参考ください

区分	チェック	主な手続き	対象者	必要なもの	手続きの期限	担当課
		死亡届の提出		・死亡届 ・印鑑	死亡の事実を知ってから7日以内	市民課 ※閉庁時1階守衛室
住民登録		世帯主の変更届	世帯主が亡くなって、残られた世帯員が複数いる場合	・届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、健康保険証等)	なし ※死亡届提出後に世帯構成員上位の方を世帯主としていいる場合があります	市民課 2階㉓ ☎983-2759
		印鑑登録証の返還	印鑑登録者	・印鑑登録証	なし	
保険・医療		国民健康保険	国民健康保険の被保険者が亡くなった場合	・被保険者証(返却) ・高齢受給者証(70歳以上の方)(返却) ・限度額適用認定証等(返却)	14日以内	国保医療課 2階㉑ ☎983-2962
			世帯主が亡くなって、残られた世帯員が国民健康保険に加入されている場合	・被保険者証(加入者全員分)(差替) ・高齢受給者証(70歳以上の方)(差替) ・限度額適用認定証等(返却) ・相続人名義の振込先口座が分かるもの ・相続人の戸籍謄本等(詳しくは担当課にお問い合わせください)		
			葬祭費支給申請	・葬祭を行った人の確認ができる書類(葬儀代の領収書または見積書、会葬御礼のハガキなど) ・葬祭を行った人名義の振込先口座が分かるもの	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		後期高齢医療	後期高齢医療制度の被保険者が亡くなった場合	・被保険者証(返却) ・限度額適用認定証等(返却) ・相続人名義の振込先口座が分かるもの ・相続人の戸籍謄本等(詳しくは担当課にお問い合わせください)	14日以内	
			葬祭費支給申請	・葬祭を行った人の確認ができる書類(葬儀代の領収書または見積書、会葬御礼のハガキなど) ・葬祭を行った人名義の振込先口座が分かるもの	葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保医療課 2階㉑ ☎983-2976
		福祉医療(老人・障がい)	各制度の受給者が亡くなった場合	・医療受給者証(返却)	速やかに	
介護・高齢者		介護保険	介護保険の被保険者が亡くなった場合	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証等(認定をお持ちの方) ・相続人の預金通帳等 ・相続人の戸籍謄本等(詳しくは担当課にお問い合わせください)	14日以内	高齢介護課 2階㉒ ☎983-1328
		高齢者を対象とした事業	各事業の利用者(緊急通報装置、福祉電話等)が亡くなった場合	右記担当課へお問い合わせください	速やかに	

区分	チェック	主な手続き	対象者	必要なもの	手続きの期限	担当課
年金		国民年金	国民年金加入者が亡くなった場合	・年金手帳(基礎年金番号通知書)	14日以内	国保医療課 2階㉑ ☎983-2594
			障害・遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金の受給者が亡くなった場合	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・年金証書		
障がい		身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が亡くなった場合	・該当の手帳	速やかに	障がい福祉課 2階㉕ ☎983-2129
		自立支援医療受給者	自立支援医療受給者が亡くなった場合	・自立支援医療受給者証		
		特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者が亡くなった場合	右記担当課へお問い合わせください		
		心身障害者 扶養共済	(保護者が亡くなった場合) 年金支給申請			
			(障がい児・者が亡くなった場合) 弔慰金支給申請			
	障がい福祉サービス・児童通所サービス・地域生活支援事業によるサービス	障がい福祉サービス、児童通所サービス、地域生活支援事業によるサービスを受けている方が亡くなった場合	・受給者証(返還)			
子ども		児童手当	受給者が亡くなった場合	・新養育者の通帳、健康保険証、マイナンバー ・児童の通帳(未払がある場合)	死亡の翌日から15日以内	家庭支援課 3階㉚ ☎983-1112
			対象児童が亡くなった場合	右記担当課へお問い合わせください	速やかに	
		児童扶養手当	受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなった場合 対象児童が亡くなった場合			
			母子家庭、父子家庭、遺児になられた方			
		特別児童扶養手当	受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなった場合 対象児童が亡くなった場合			
		福祉医療 (子育て・ひとり親)	各制度の受給者が亡くなった場合			
			残された世帯員がひとり親家庭(お子様が18歳未満)になられた場合	速やかに		
	出産・子育て 応援給付金	流産・死産された場合				
地域福祉		災害時要援護者台帳からの登録抹消	災害時要援護者台帳に登録されていた方が亡くなった場合	なし	速やかに	福祉総務課 3階㉑ ☎983-3058
火葬料補助		火葬料補助金の申請	9ページをご覧ください		火葬が許可された日から6か月以内	環境業務課 別館 ☎983-2798

区分	チェック	主な手続き	対象者	必要なもの	手続きの期限	担当課
税金		相続人代表者指定	固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなった場合	・相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書 ・共有者名義の固定資産税の代表者変更届 ・印鑑	相続を知った日の翌日から3か月以内	税務課 (資産税係) 2階㉓ ☎983-2480
		市税等の口座振替の変更	納税義務者もしくは口座名義人が亡くなった場合	振替口座について変更手続きが必要な場合があります。 ・振替を希望される口座の届出印(一部取扱不可の金融機関有) ・支店名および口座番号がわかるもの(通帳など)	速やかに	税務課 (市民税係) 2階㉓ ☎983-2481
		125cc以下のバイク、小型特殊自動車の名義変更(廃車)	所有者が亡くなった場合	・ナンバープレート ・本人確認書類 ・相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ・標識交付証明書(無くて可)		税務課 (市民税係) 2階㉓ ☎983-2164
		被相続人居住用家屋等確認書(空き家の譲渡所得の3000万円特別控除関係)	お住まいの方が亡くなったことで空き家となる建物及びその敷地を相続する場合	右記担当課へお問い合わせください	相続開始の日から3年が経過する日の属する年の12月31日まで	都市整備課 4階㉔ ☎983-5049
くみとり		くみとりの名義変更	し尿収集の名義人が亡くなった場合	・印鑑	速やかに	市民課 2階㉓ ☎983-2759
水道		上下水道の名義変更又は使用中止	上下水道の利用者(契約者)が亡くなった場合	なし ※手続きについては、電話でも可能(使用中止についてはインターネットでも可能) ※口座振替先の変更が合わせて必要な場合、金融機関へ変更届の提出が必要(変更届出には、以下のものが必要) ・銀行の届出印 ・通帳又はキャッシュカード(一部取扱不可の金融機関有)	速やかに	経営課 2階㉔ ☎983-5216
農地		農地の相続	農地所有者	・届出書(指定用紙あり) ・土地登記記載事項証明書(全部事項証明)または遺産分割協議書	相続完了または協議決定後	農業委員会 4階㉔ ☎983-5621
犬		犬の所有者変更届	犬の所有者が亡くなって、所有者が変更になる場合	・犬の登録番号(犬鑑札)	速やかに	環境業務課 別館 ☎983-2798
市営住宅		市営住宅入居者の変更	市営住宅の名義人が亡くなって、同居者がいる場合は名義変更(名義変更には条件あり) 同居者が亡くなった場合は市営住宅等管理台帳記載事項変更届 単身の入居者が亡くなった場合は返還の手続きが必要	・印鑑(名義変更の場合は実印及び緊急連絡先の印鑑、口座振替先変更の場合は銀行印) ※返還手続きは ・住宅及び付帯設備の鍵 ・相続人の印鑑と通帳	速やかに	住宅管理課 4階㉔ ☎983-5767
選挙		郵便等投票証明書の返却	郵便等投票証明書の交付を受けている方が亡くなった場合	・郵便等投票証明書	直ちに	選挙管理委員会事務局 5階㉔ ☎983-5635

※この他必要な手続きがあれば、担当課から連絡させていただきます。

市役所外でのお手続き

主な手続き		問い合わせ先など
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
預貯金口座 株式等	口座凍結解除手続き 名義変更	各金融機関等 各証券会社等
国税 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税 の申告	宇治税務署 宇治市大久保井ノ尻60-3 ☎0774-44-4141
不動産登記	土地・建物相続登記	京都地方法務局宇治支局 宇治市宇治琵琶33-2 ☎0774-24-4121
相続関係	相続放棄をしたい方	京都家庭裁判所 京都市左京区下鴨宮河原1 ☎075-722-7211
	遺言書の検認・開封 ※検認について 公正証書遺言書以外の 遺言書(自筆証書遺言 書、秘密証書遺言書)は 家庭裁判所での検認が必 要です。	
自筆証書遺言書 (遺言書保管制度を利用している 人)	法務局に保管された自筆 証書遺言書の閲覧、各種 証明書の請求 ※遺言書保管制度を利用 している場合は自筆証書 遺言書であっても検認が 不要です。	京都地方法務局宇治支局 宇治市宇治琵琶33-2 ☎0774-24-4122
公正証書遺言書	公証役場に保管された公 正証書遺言書の原本の 閲覧、謄本の請求	宇治公証役場 宇治市宇治壺番132-4 谷口ビル2階 ☎0774-23-8220
車両 名義変更・廃車	普通自動車、125ccを超え るバイク	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町37 ☎050-5540-2061
	軽自動車(四輪車)	軽自動車検査協会京都事務所 京都市伏見区竹田向代町51-12 ☎050-3816-1844
自動車税	普通自動車	自動車税管理事務所 京都市伏見区竹田向代町51-7 ☎075-672-6155
固定・携帯電話	契約継承・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル☎0120-151515 有料ダイヤル☎050-3786-5003

主な手続き		問い合わせ先など
電気・ガス料金	名義変更・解約	領収書に記載されている会社及び営業所
運転免許証	返納	京都府警察本部運転免許試験課免許係 京都市伏見区羽束師古川町647 ☎075-631-5181 八幡警察署交通課 八幡市八幡五反田37-8 ☎983-0110
パスポート	返納	山城広域振興局旅券窓口 宇治市宇治若森7-6 ☎0774-24-5362 京都旅券事務所(京都駅ビル8階) ☎075-352-6655
クレジットカード	解約	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
自治会への報告	亡くなられた方の自治会 退会手続等	加入している自治会
弁護士相談	法律相談	京都弁護士会 京都市中京区富小路通丸太町下ル ☎075-231-2378
司法書士相談	商業・不動産登記・遺言・ 相続に関する内容等につ いての相談	京都司法書士会 京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232-1 ☎075-255-2566
行政書士相談	官公署への提出書類や、 権利義務に関する書類、 事実証明に関する書類の 作成等についての相談	京都府行政書士会 京都市南区東九条南河辺町85-3 ☎075-692-2500
在留カード・特別永住者証明書	返納手続き	大阪出入国在留管理局 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29-53 ☎0570-064259

年金受給者 年金加入者 の死亡届提出後の年金のお手続きについて

年金手続きについて、ご遺族の方は、下記のような年金の手続きが必要な場合があります。
死亡された方の受給されていた年金、年金加入状況によって、手続きや必要な書類が異なりますので、それぞれのお問い合わせ先・届出先におたずねください。

◎死亡された方が年金を受給中の場合

受給していた年金	必要な手続き	届出先
障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金	・年金受給権者死亡届 ・未支給年金の請求	国保医療課2階 ^① ☎983-2594 ※年金事務所でも手続き可
老齢基礎年金 老齢厚生年金 遺族厚生年金 障害厚生年金	・年金受給権者死亡届 ・未支給年金請求 ・遺族厚生年金の請求	京都南年金事務所 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1 ☎075-644-1165
共済年金 (退職・障害・遺族)	・年金受給権者死亡届 ・未支給年金請求 ・遺族共済年金の請求	各共済組合

◎死亡された方が年金に加入中の場合(60歳から65歳の年金を受給していない人も含む)

加入していた年金	必要な手続き	お問い合わせ先
国民年金 厚生年金	・遺族基礎年金の請求 子のある配偶者または子 (子とは年度末時点で18歳までの子、障害等級1級または2級の障害状態にある20歳未満の子) ・寡婦年金の請求 10年以上婚姻関係にある妻 ・死亡一時金の請求 ・遺族厚生年金の請求 ※請求できるのは、死亡当時生計が同じであった遺族の方です。請求には納付要件等があります。	国保医療課2階 ^① ☎983-2594 ※市役所で受付できない請求もあります。 (参考) 京都南年金事務所 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1 ☎075-644-1165
共済組合	・遺族共済年金の請求	各共済組合

◎死亡された方に扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者で第3号被保険者の方

手続き	内容	届出先
国民年金種別変更	国民年金第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更届が必要です。 納付が困難である場合は免除制度もありますので、ご相談ください	国保医療課2階 ^① ☎983-2594

火葬料補助金交付のお知らせ

令和4年12月1日改正

八幡市民が死亡又は死産した場合、火葬に係る費用の負担を軽減するため、火葬料の一部を補助します。

補助金の額	<p>・補助金の額は、申請者が負担した火葬料から、<u>火葬が行われた火葬場の設置されている市町村(特別区を含む。)の住民が負担すべき火葬料を差し引いて得た額の2分の1の金額、50,000円を限度とします。</u></p>
交付の要件	<p>・次の条件のすべてを満たす場合に、火葬料補助金の申請が可能です。</p> <p>①八幡市民が死亡又は死産(妊娠4箇月以上の胎児を含む。)し火葬されたとき。</p> <p>②火葬を行った人が火葬料を支払ったとき。(公的扶助があった場合は除く。)</p> <p>③支払った火葬料が<u>当該火葬場の地元住民が支払う火葬料より多額であるとき。</u></p>
申請者及び申請方法	<p>・補助金を申請できる人は、<u>火葬を行った人(火葬許可証の申請者)です。八幡市火葬料補助金交付申請書(市民課窓口・環境業務課窓口、八幡市HPに様式あり。)</u>に必要書類等を添えて市民課もしくは環境業務課に申請してください。</p> <p>・申請に必要なものは次のとおりです。</p> <p>①火葬許可証(火葬後骨箱等に入れられ返却されています。) <small>※枚方市立やすらぎの杜で発行される書類(火葬場使用許可証)は、火葬許可証とは異なりますのでご注意ください。)</small></p> <p>②火葬料金領収書(火葬場が発行したもの)</p> <p>③認印</p> <p>④振込先口座番号がわかるもの(申請者本人名義)</p> <p>※火葬許可申請者が市外居住者でも申請が可能です。 ※他の市区町村で火葬許可証が交付されていても、死亡又は死産された方が八幡市民であれば申請が可能です。 ※領収書に控室使用料などが含まれている場合は、明細書もご持参ください。</p>
その他	<p>・補助金の申請は、火葬が許可された日から6箇月以内です。</p> <p>・交付決定後、申請月の翌月末までに指定された口座へ振り込みます。</p>

問い合わせ先:市役所別館 環境業務課 TEL075-983-2798

証明書について

相続などのお手続きの際、戸籍や住民票などが必要になることがあります。

窓口で証明書を請求される際には、本人確認書類をお持ちください。

マイナンバーカードを利用したコンビニでの証明書取得が可能な場合もあります。

お近くの市役所で広域交付戸籍として請求することができます。(顔写真付きの身分証明書が必要)

戸籍関係(戸籍、除籍、改製原戸籍等の謄本・抄本)

死亡届の内容が戸籍に反映されるまでには1～2週間程度の日数を要します。

請求先	本籍地の市区町村
請求者	・本人 ・同一戸籍に記載されている方 ・直系血族(子、孫、親、祖父母等) ※上記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。 ※相続関係の手続きのために請求される場合、相続人であることを示す資料が必要なことがあります。

広域交付戸籍(戸籍、除籍、改製原戸籍等の謄本)

死亡届の内容が戸籍に反映されるまでには1～2週間程度の日数を要します。

請求先	お近くの市区町村
請求者	・本人 ・同一戸籍に記載されている方 ・直系血族(子、孫、親、祖父母等) ※顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)の提示が必須です ※上記以外の請求者方は本籍地での請求となります ※コンピュータ化されていない戸籍証明書は本籍地での請求となります

相続などのお手続きで、出生から死亡まですべての戸籍が必要な場合

亡くなった時点の戸籍から古い戸籍(生まれたとき)へと遡って取得してください。

※法令の改正により戸籍の形式が変更(改製)されていると複数ある場合があります。

住民票関係(住民票、住民票の除票)

住所地以外で死亡届を出された場合、住民票にその内容が反映されるまでに日数を要します。

請求先	住所地の市区町村
請求者	・本人 ・同一世帯の方 ※上記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。 ※相続関係の手続きのために請求される場合、相続人であることを示す資料が必要なことがあります。

戸籍謄抄本等郵送請求書

年 月 日

下記のとおり請求いたします。

種 類	戸 籍	謄本	通	原戸籍	謄本	通
		抄本	通		抄本	通
	除 籍	謄本	通	戸籍の附票	謄本	通
		抄本	通		抄本	通
	身分証明書			通	独 身 証 明 書	
本 籍 地						番 番地
筆頭者氏名				生年月日	年 月 日	
必要な方の氏名 (抄本の場合)				生年月日	年 月 日	
使用目的						

請求者 (返送先)

住 所	〒					
電話番号	(昼間に連絡できる所または携帯電話)					
氏 名	印					
生年月日	年 月 日			必要な方		
				との続柄		

(注) ・戸籍謄抄本等は、住民登録された住所地以外には原則郵送できません。

- ・ 本人確認のための資料として、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などの写しを必ず同封してください。(パスポートは不可)
- ・ 手数料分の定額小為替(郵便局で購入)と、切手を貼った返信用の封筒を必ず同封してください。
- ・ ご不明な点がありましたら、請求先の市区町村にお問合わせください。
- ・ 偽りその他不正な手段により交付を受けると10万円以下の過料に処せられることがあります。

法定相続情報証明制度について

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人を証明できる制度です。この制度を利用することで「法定相続情報一覧図」の写しが交付され、戸籍謄本の束の代わりに利用でき、各種相続手続きが簡略化できます。

手続の流れ ステップ1 必要書類の収集①被相続人(亡くなられた方)の戸除籍謄本

②被相続人の住民票の除票

③相続人全員の戸籍謄抄本

④申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類

(法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合) ⑤各相続人の住民票記載事項証明書

ステップ2 法定相続情報一覧図の作成

ステップ3 申出書の記入、登記所へ申出

詳しい手続きは法務局HPまで

相続登記制度について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

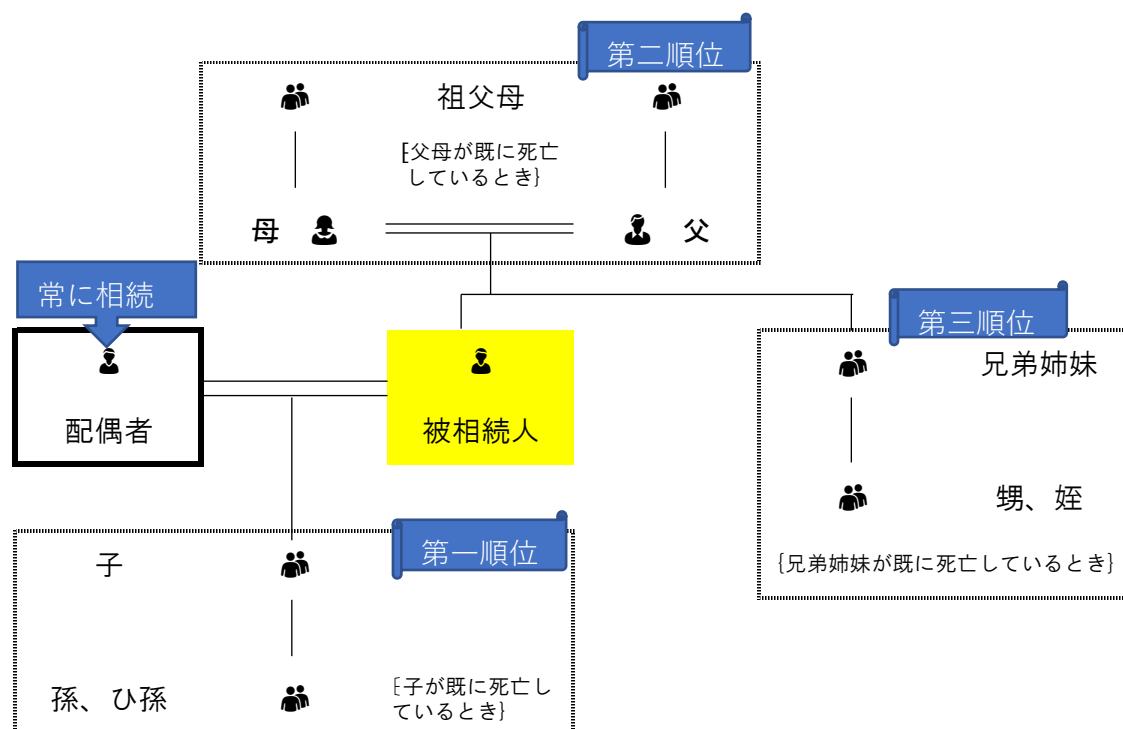
相続人(ご遺族)で、必要な遺産分割を行い相続登記を行うことが重要です。

相続登記を促進する税制上の措置(100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等)も

令和4年4月から、拡充されています。

詳しい手続きは法務局HPまで

相続人の範囲について



委任状

八幡市長

令和 年 月 日

【委任者】

住所

氏名

生年月日

電話番号

私は、次の者を代理人として、下記の権限を委任します。

【代理人（窓口に来られる方）】

住所

氏名

生年月日

【委任事項】

(故人) の死亡に伴う下記の事項に関する権限

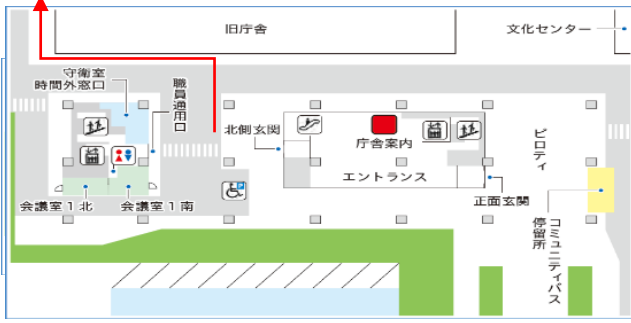
- 住民異動（世帯主の変更等）の手続き
- 住民票の写し等の交付申請および受領の手続き
- 戸籍証明書の交付申請および受領の手続き
- 国民健康保険・後期高齢者医療、介護保険の手続き
- [] の手続き

※委任者の氏名は必ず委任者が自署をしてください

※代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証
健康保険証等）をご持参ください

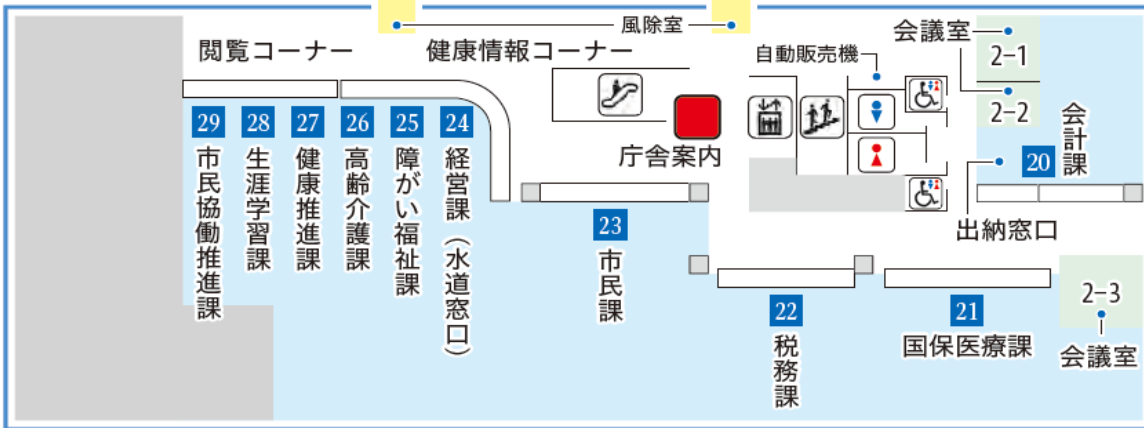
※国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険にかかる
相続人代表者届出については、別途様式の提出が必要です

環境事務所 (別館：環境業務課)

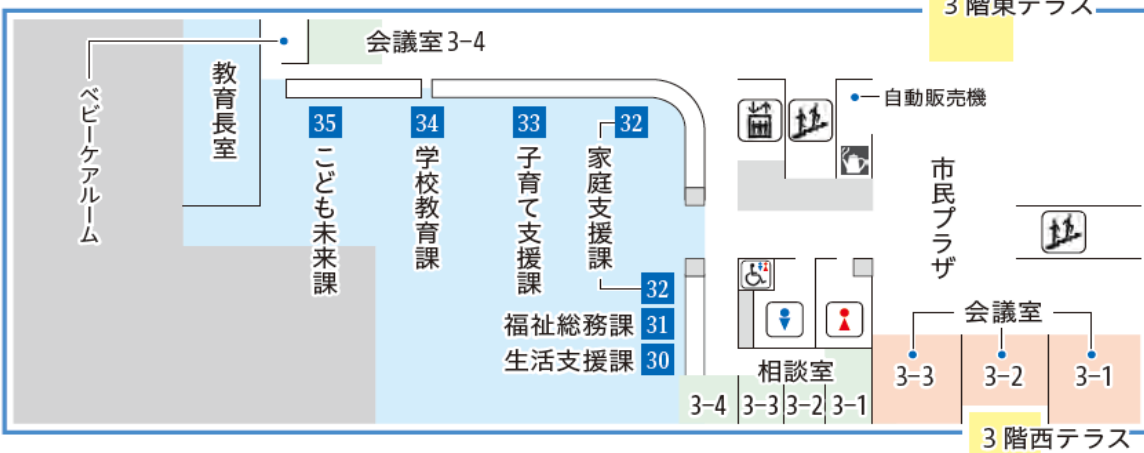


市役所フロアマップ

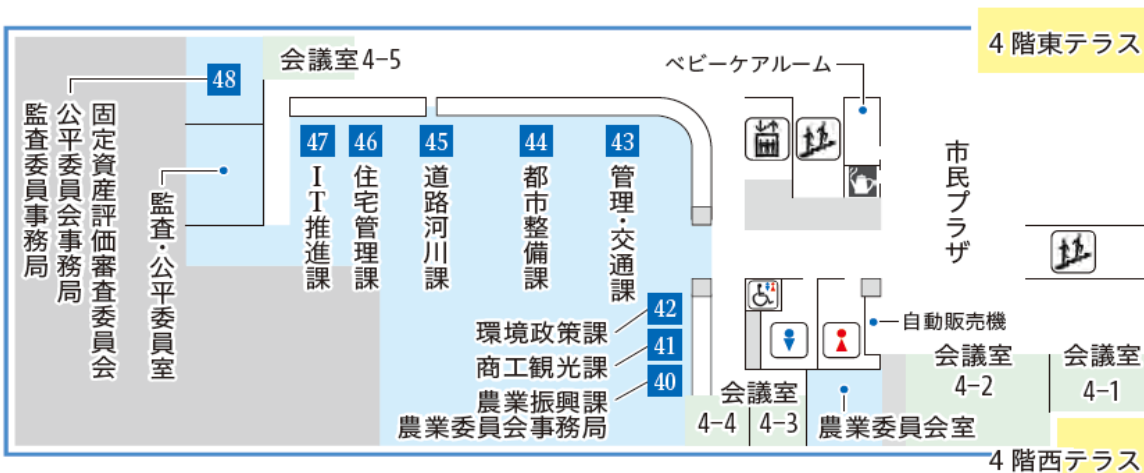
八幡市役所 2階



八幡市役所 3階



八幡市役所 4階



【発行】
八幡市役所
市民生活部 市民課
京都府八幡市八幡園内75番地
075-983-2759
平日 午前8時30分から午後5時15分
(年末年始12月29日から1月3日除く)